

地方拠点強化税制の概要

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額に応じた税額控除等を措置するもの。
- 令和8年度税制改正により、適用期限を2年間延長するとともに、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修を対象に追加。なお、雇用促進税制については、オフィス減税（拡充部分）へ一本化。

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※ 本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。

特定業務児童福祉施設

保育所、学童等



移転型

地方移転の促進



東京23区からの
特定業務施設の移転

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方における
特定業務施設の拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

オフィス減税：建物等の取得価額に対して法人税の税額控除等

新築／増築／新築の購入

移転型

税額控除 7% or 特別償却 25%

拡充型

税額控除 4% or 特別償却 15%

拡充

中古資産の購入／改修

移転型

税額控除 4% or 特別償却 15%

拡充型

税額控除 2% or 特別償却 10%

拡充

新築等の上乗せ措置
(中古除く)

一定要件(※)を満たす場合は税額控除率等を引き上げ
＜税額控除のケース＞

移転型

7%→8%

拡充型

4%→5%

※大企業：取得価額10億円以上＋特定業務施設で勤務する従業員60名以上の増加
※中小企業：特定業務施設で勤務する従業員20名以上の増加